

## 環境審査顧問会風力部会（オンライン会議）

### 議事録

1. 日 時：令和6年9月10日（火） 11時00分～11時36分

2. 出席者

#### 【顧問】

阿部部会長、岩田顧問、小島顧問、近藤顧問、佐藤顧問、鈴木顧問、中村顧問、

水鳥顧問

#### 【経済産業省】

一ノ宮環境審査担当補佐、木全環境審査担当補佐、中村環境審査係長、森江環境審査係長、植田環境審査係長、山崎環境審査係

3. 議 題：環境影響評価方法書の審査について

森ビル株式会社、株式会社ケン・コーポレーション

（仮称）下北西部風力発電事業

方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、青森県知事意見

4. 議事概要

（1）開会の辞

（2）環境影響評価方法書の審査について

森ビル株式会社、株式会社ケン・コーポレーション「（仮称）下北西部風力発電事業」

方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、青森県知事意見についての質疑応答を行った。

（3）閉会の辞

## 5. 質疑応答

森ビル株式会社、株式会社ケン・コーポレーション「（仮称）下北西部風力発電事業」

＜方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、青森県知事意見の概要説明＞

○顧問 では、本日の審査案件、（仮称）下北西部風力発電事業環境影響評価方法書についてです。方法書本体、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、青森県知事意見、どこからでも構いませんので、御質問、コメント等ございましたら挙手にてお知らせください。よろしくお願ひいたします。水質関係の先生、お願ひいたします。

○顧問 補足説明資料の12番、10ページだと思いますが、私を含めて何人かの先生からも累積的影響評価について質問がありました。

検討の経緯を丁寧に示していただいている点は大いに評価できると思うのですけれども、結果として、累積的な影響評価については具体的な項目で影響評価をしないという結果になっています。そのことが少し分かりづらい文章表現になっているかなと思いました。

方法書の187ページで、例えば本文の3段落目、3つの発電所、風車に対して、累積的な影響を検討することとしたであるとか、表のタイトルの累積的な影響の予測対象としたとありますので、素直に読むと、これは累積的影響を予測評価するのだろうなと思ってしまうのですけれども、次のページを見ると、これは対象とされていないという結果になっていますので、これは文章表現としてはあまり適切ではないかなと思いました。

例えば、この3段落目冒頭の累積的な影響を検討することと書いてありますけれども、累積的な影響を予測評価するかどうかについて事前検討したというような意味合いでよね。表のタイトルも、その意味でも、対象とするかどうかを事前検討したものに丸がついているということで、具体的な影響評価項目について検討したのだけれども、その結果としては、累積的影響評価は現段階ではしないという結果になっているという、その結論は分かりました。

そこで、私を含めて何人かの先生方から質問が上がっているのは、やはりこの文言、文章表現にちょっと誤解を与えるようなものがあると感じましたので、適宜修正していくだけないかというお願いです。

なお、私は水環境の専門家なので、水環境について非選定にするという理由については納得いたしました。

以上です。事業者さん、いかがでしょうか。

○事業者 日本気象協会です。

御指摘いただきまして、ありがとうございます。準備書におきましては、御指摘を踏まえまして、分かりやすい表現になるように、記載を修正させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○顧問 よろしくお願ひいたします。私からは以上です。

○顧問 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見等ございませんでしょうか。

○顧問 補足説明資料の27番、ページ数では17ページをお願いします。植生図との絡みなのですけれども、植生図と発電機の位置を見ますと、かなり植生のところに発電機が置かれているということで、これに関してはどういうお考えなのですかという質問をさせていただいたのですけれども、みんな自然度でいうと9というところに多く通っているということで、本来ならば、こういうところは避けるべきだということで、青森県知事意見にも同様の指摘がありましたので、私からも挙げさせていただきました。

お答えの方を見ますと、地元の方からは過去に伐採されているというお声もお聞きしておりますとあるのですけれども、ただ、これは実際にデータとしてあるわけではないと思うのです。やはり環境省の植生図を引用して、その結果を反映していくことだと思うのですけれども、引用している以上は、それに従っていくことだと思うのです。もし今回のような発電機を自然林の中に置くということであれば、ここに置いた理由をやはり本文の方にも書いておくべきではないかなと思うのですけれども、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。回答だとちょっと分からなくて。いかがでしょうか。

○事業者 日本気象協会です。

すみません、意図の方を確認させていただきたいのですけれども、27番の事業地選定のところの理由の記載がまだ分かりづらかったというところと、その理由について準備書の方で図書に記載してほしいというようなコメントという認識でよろしいでしょうか。

○顧問 そうなのですけれども、なぜここで、方法書段階でこれだけ自然林のあるところに発電機が置かれているという、最初の、何というのですか、なぜそういうところに、私からすると、無理して置いているのではないかという気がしたものですから。これは環境省の植生図の方が変わる可能性もあるので、あらかじめ一応この辺りに設定して、それは調査を待って判断したいということだったのでしょうか。

○事業者 日本気象協会です。

先生のおっしゃるとおり、まず、この辺りは一度伐採されている場所もあるということを地元の方からお伺いしているような状況でした。なおかつ、搬入路として利用できる薬

研佐井線というものがございまして、こちらの方がしっかりとアスファルト敷きの道路になっている、林道となっているものもございます。そういった観点で、こちらの方は事業地として選定された経緯がございます。

今後、現地調査をしっかりと行った上で、風車配置というところも検討していきたいということで、こちらの方が選定されたということになっております。

○顧問 分かりました。それで、御回答の方に現地調査をしっかりとやるということなのですけれども、植生調査においては代表的となる群落のコドラート調査のほか、組成表に組み込まないコドラート調査を実施することを検討しておりますとあります。これは、せっかく調査したものを、なぜ組成表に組み込まないのでしょうか。その理由を教えてください。

○事業者 こちらの組み込まないとさせていただいたものにつきましては、代表的なというところでは少し観点が異なるかなというように判断をいたしました。実際にはまだ調査を行っていないのですけれども、風車配置を予定されている場所につきまして、コドラート調査を行っていこうというところでございます。ですので、植生というところの、組成表に組み込んだ場合、代表的というところにはならないのかもしれないなということで、記載をさせていただいたものになります。

もちろん、こちらの方が組成表に組み込んだとしても違和感のないような群落の代表的なところというのが見て取れるようなものでございましたら、こちらの方も併せて組成表に組み込んでいくということは考えているものになります。

○顧問 そうすると、基本的には、植生調査票のみを掲示することをお考えだということですね。

○事業者 そうですね。当初としてはそういった形で考えておりました。

○顧問 ただ、せっかく調査をするものですから、皆さん、組成表を組むというのは凡例を決めるためにやっているとお考えかもしれないのですけれども、そうではないのです。組成表に組み込んで、その植生がどういうものであるかというのを判断するためのもので、その結果として、その代表として凡例が選定されてくるということになるわけです。

植生調査票だけを示してみても、私たち人間の頭の中では、それだけでいろいろ判断することはできませんので、比較をしなくてはいけないです。比較をするために組成表に組み込んで、こここの植生がどういうものであるかということを考えしていく、確認していくというために、組成表を組むのです。ですから、これは必ず組成表に組んでください。特

に発電機があるところの植生を調査するとおっしゃいましたので、是非これは組成表に組んで、そこがどういう植生なのかと。過去に伐採されているというようなことが書いてありますけれども、伐採されているとして、ではその影響がどう出ているのかとか、そういったことも組成表から判断されてくるわけなのです。ですから、是非これは組成表に組んでいただきたいなと思います。いかがでしょう。

○事業者 ありがとうございます。先生の御意見を踏まえまして、調査を進めていきたいと考えております。

○顧問 これはすごく重要なことですので、もしも万が一、万が一と言ってはいけないかもしれないですけれども、純粋にすごくいい植生であったとしたならば、知事意見にもありますが、その設置場所を検討していくことになると捉えてよろしいでしょうか。

○事業者 ありがとうございます。調査の方をしっかりとし、影響が少ないような場所というところを選定していきたいと考えております。

○顧問 だから場所の変更もあり得るということですね。

○事業者 はい、そうですね。もちろん現地調査を行った上で、今は机上検討のものとなっておりますので、今後変更というところはあります。

○顧問 是非そういうことも含めて検討していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

○顧問 ありがとうございました。少し関連しますので、私からも幾つか確認しておきたいと思います。

今のページ、開いておいていただけますか。植生自然度に関しては、私からも、魚類の先生からも、植物の先生からも事前に幾つか質問が出ていたと思います。

まず、ここでお答えの方で、植生自然度9に該当する群落が確認されていて、地元の方からは過去に伐採されているというお声もお聞きしており、という御回答があるのですが、この伐採というのは、いつ頃、どの範囲に伐採されたかというのを教えていただけますでしょうか。その辺りもきちんと聞き取っていただいておりますでしょうか。

○事業者 日本気象協会です。

まだ具体的な年数だとかそういったところはお聞きしていない状態となっております。

○顧問 ただ、今、御存命の方で、過去の歴史的なことを紐解いてという話ではないですよね。伐採されたのを知っているということですよね。恐らくは。

○事業者　　はい。そういったことを地元の方からお聞きしたというところになります。ですので、今後、伐採履歴だとかそういったところの詳細を調べていくような形を考えているところになります。

○顧問　　補足説明資料の6ページを開いていただけますか。

見ていただければ分りますように、右側が現況ですね。全て森に覆われているようにありますけれども、植林もありまして、この状況が今、現存植生図になっていると思います。

左を見ていただけますでしょうか。これは1970年代後半ですね。こちらは全国で空中写真を撮ったとき、ですので、今から相当前ですね。40年ぐらい前になるのではないかと思うのですけれども、この伐採の状況、見ていただければ分かると思うのですが、伐採地がよく分かると思います。判読もできます。現在も送電線下で管理されている用地もこの当時から伐採されておりましますし、林道もこれで見て、どこに通っているかというのもよく分かると思います。

この状況と植生図がマッチしないかというと、よくマッチしております。過去に伐採された場所というのは植林がされておりましますし、植林がされた結果、数十年で森の状態になっております。つまり植林地というのと広葉樹林、あるいはヒノキアスナロ林というのは見て非常にきれいに分かれるわけです。

これは次の7ページも同じになります。右側になりますけれども、伐採の様子がよく分かると思います。

それから、14ページをお願いできますか。こちらは国有林の森林簿の情報を国土数値情報で取っていただいている情報になっているのですけれども、事前に、林齢が100年以上のところとなっているものについて図面で示していただきました。先ほどと同じように、伐採されたところというのは、すっぽり白く抜けているのが分かると思います。これも空中写真の状況、植生図の状況と非常によく合っています。

場所によっては、環境省の現存植生図が違っていて、二次林であるのに自然林になっていたり、あるいは、近年になって伐採が行われていたりというような場所もありますので、そこはきちんと現地調査していただいて、確認いただいて、こういう状況だったよと示すのは重要だと思います。

ただ、ここに関しては、植生図も、過去の空中写真も、森林簿もよく合っているのです。つまり、机上の検討だけで、植生自然度がこうだという状況というのは見て取れると思います。

ます。

今、赤い、風車が設置してある場所というのは、全て林齡100年生以上の植生図上だと植生自然度9に当たるところ。そういったところに風車が設置されております。これは現地で調査をやっても覆らないと私は思います。

これに関して、先ほど植物の先生が、なぜこういうところに風車を配置したのだということを質問されたのだと思いますけれども、恐らく、事業者さんの回答は、あまりお答えにはなっていないのではないかと思うのですが、その辺り、事業者さん、コメントありましたらよろしくお願ひいたします。

○事業者 森ビルです。

まず、大きく、この場所を設定した経緯としましては、脱炭素を目指す地域の自治体とか、地元住民との対話によって、居住エリアを外す、景勝地を外す、観光名所を外す、鳥獣保護区だったり国定公園などを外すというところで、ある程度絞ってきたというところで、この辺りを選定したことになっております。

また、先ほど気象協会さんからありましたとおり、植生についても現地を確認していくというところで、現在ここに置いておりますが、仮に覆らない可能性もあるかもしれません、ここをしっかり調査していきたいと考えているところです。

○顧問 それは事前の御回答でもお聞きしているのですけれども、方法書の104ページを開いていただけますか。こちらは自然度とともに、保安林についての図面が出ております。保安林については、植林の部分も含めて、対象事業実施区域のほとんど全てが保安林ということになっております。この図面を少し頭に入れておいていただきたいと思います。

知事意見の方を開いてください。これ、かなり異例だと思うのですが、総論の1番のタイトル、見ていただけますか。「事業計画の検討及び見直し」となっているのです。普通でしたら、総論で、一般論を述べられていると思うのですが、「事業計画の検討及び見直し」と。ここはまた後で戻りますので、少し下の方に行っていただけますでしょうか。

まず、植物のアです。対象事業実施区域には、自然度の高いチシマザサ・ブナ群団、ヒノキアスナロ群落、ブナ・ミズナラ群落等の植生が存在しており、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、これらの植生に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、同区域——これは対象事業実施区域ですね——からこれらの植生エリアを除外することと書いてあります。

それから、その他へ行ってください。その他のアです。対象事業実施区域は、その大部

分が水源涵養保安林となっており、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、保安林の機能低下を招くおそれがあることから、同区域から保安林を除外することと書いてあります。

こちらの2つの項目に対して、事業者さんとしてはどう対応されるお考えでしょうか。お聞かせいただけますでしょうか。

○事業者 この内容も把握しております、あと青森県の条例も進んでいることは認識しておりますので、関係部局と相談しながら進めていきたいと考えております。

○顧問 意見の概要での事業者さん自身の御回答もそうなのですが、私が事前でも何度か質問させていただいているのは、こういった自然度の高い自然林を避ける、あるいは保安林を避けるという対応を取ったとき、現在の事業計画では実施が難しいのではないかということで、お聞きしております。実施が難しくて、もう一度、抜本的に事業計画、配置等を見直さなければいけないとなったときに、方法書を審査しても、その場所が変わってしまうので、細かく調査地点がどうこうということを審査しても、あまり意味がなくなってしまうのです。ということで事前にお聞きしているのですけれども、この事業でこのまま進められると事業者さんは考えておられるのでしょうか。

○事業者 回答にも書きましたが、農山漁村再エネ法の協議会等も自治体と設置していく予定です。その中でちゃんと調査も含めてやっていきます。もちろん、ここに書いてある留意事項に対して対応できないのであれば、事業地の変更ということもあり得るかと思いますが、まずはきちんと調査していきたいと考えております。

○顧問 事前検討でもある程度目星がつくと思いますので、まずは事業計画として、植生自然度の高いところというのは風車の配置を変えれば検討し直せると思いますので、そこは調査云々以上に、現状の段階でいろいろ検討していただいた上で、保安林はかなり厳しいですね。この状況でここを外すというのはなかなか難しいのではないかと思うので、ここを地元、あるいは国有林等とどう協議して、どう解決するのか、その道筋をちゃんと示していただかないと、やはり準備書まで進むのはなかなか難しいのではないかなど。普通、ロジックとして考えると、そうなってしまうと思うのです。

それも含めて、県知事意見の方では、冒頭のところで「事業計画の見直し」というような言葉が記載されているのではないかと思うので、もう一度よくよく計画を検討、あるいは地元、県の方ともよく調整して、準備書で大幅に変わるようでしたら、そのところの調査についても十分できたのだというようなところを説明できるようにしておいていただ

かないと、ちょっと難しいのかなと私は考えております。

このそもそも根本的な原因は、2種事業で配慮書を行っていないのですよね。ほかの事業者さんですと、2種事業で配慮書を出していなくても、配慮書に相当するような文献調査、住居からの離隔とか、そういった面だけでなく、自然環境についてもきっちり既存情報を見ていただいて、ある程度ここはどうかなというようなところは、最初の段階では出していただいている、配慮書で知事意見が出るので、方法書の段階である程度修正していただいているのです。

ただ、配慮書を飛ばして、こういうことになってしまふと、自然環境に関する検討が全く行われていないというような状況で方法書が出てきてしまうので、この後が非常に厳しくなってしまうということもありますので、国の方でも今、こら辺のところを制度としてどう検討するかというところを、これから議論しなければいけないというところでございますけれども、やはりここは事前検討も含めて調査云々以上にしっかり環境配慮を検討しながら進めていただきたいと思っております。事業者さん、よろしいでしょうか。

○事業者 はい。かしこまりました。ありがとうございます。

○顧問 よろしくお願ひいたします。ほかに御質問、御意見等ございませんでしょうか。

○顧問 方法書の107ページの地図を見せていただけますか。垂直視野角1度で風車が視認できる範囲ということで、点線で描かれております。この地図にもありますように、ちょうど海側から仏ヶ浦、有名な断崖の景勝地というところになりますけれども、知事意見にもありましたが、今後、景観、フォトモンタージュ等で完成後の予測結果というのを示されると思います。通常、陸上からの写真が多いですけれども、このような景勝地もありますので、海上からの景観に関する予測も今後調査される予定はありますでしょうか。

○事業者 日本気象協会です。

ありがとうございます。こちらの仏ヶ浦遊覧船の方は、遊覧船内からのフォトモンタージュを作成できないかということを今後検討させていただきたいと思います。

○顧問 是非検討をよろしくお願ひいたします。

以上です。

○顧問 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。特に手が挙がっていないようですね。よろしいでしょうか。

では、時間もまいりましたので、これにてこちらの案件の審査を終了したいと思います。事務局の方にお返しいたします。

○経済産業省　　御審議ありがとうございました。

本日の御助言、まとめますと、自然度の高いところに風車を検討しているということと、保安林を対象事業実施区域から除外することというような知事意見などもありますので、このまま事業を進めるのであれば、相当厳しくなるなという印象を持ちました。そういう意味では、今後、事業者さんは事業を進めていくうえで、先生からありましたとおり、どういう道筋で進めていくのかということも含めて、地元の自治体との協議をしっかりとしていただきたいと思います。

知事意見の総論の部分では、「事業計画の検討及び見直し」と書いてあります。これは顧問からの指摘もありましたが、2種事業なので、配慮書を省略することができたため、知事意見内容が厳しめになったからだと思います。普通ならば、配慮書の段階で多くの調整を自治体の方と行ってから、方法書に移っていくところを今回はその過程が省略されているので、このような厳しめの意見が出されたのかもしれません。今後、事業を進めていくのであれば、自治体の方々と改めて検討をしていただきたいと思っています。

あとは、方法書自体の書きぶり、累積評価のところなどは、表現の仕方、分かりにくい書き方などもありましたけれども、準備書に進めるのであれば、そのような書きぶりは修正していただきたいと思っております。

そういう意味で、事業計画そのものをしっかりと見つめ直した上で進めていかなければならぬ案件だったということかと思います。

○顧問　　よく検討していただいて、また進めていただければと思います。

○経済産業省　　事業者さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の審議案件は1件でしたので、ここで終了したいと思います。皆様、どうもありがとうございました。